

在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度に係るQ&A

問1 具体的な事務手順において、「外国人被保険者が資格取得から1年以内に国民健康保険限度額適用認定証の交付申請を行った場合」とあるが、在留資格の取得と国保の被保険者資格の取得のどちらを想定しているのか。

(答) 国民健康保険の資格取得から1年を想定している。

問2 国民健康保険加入後に在留資格が変更になった者の取扱いはどうなるか。

(答) 在留資格の変更あるいは在留期間の更新の有無に係わらず、基本的に国民健康保険の資格取得から1年以内の者を対象として聞き取りを行っていただきたい。

問3 具体的な事務手順において、「外国人被保険者が資格取得から1年以内に国民健康保険限度額適用認定証の交付申請を行った場合」とあるが、平成30年度からは資格取得年月日と適用開始年月日のどちらから1年以内と考えるべきか。

(答) 資格取得年月日から1年以内と考えて頂きたい。

問4 偽装滞在が疑われる被保険者への聴取の範囲（申請者本人又は学校、会社等関係者）や聴取の手法（何を・どのように確認するか（対面・書類等））といった具体的手法は示されないのか。

(答) 偽装滞在が疑われる程度等、諸般の事情を勘案し、ケースごとに判断いただく必要があるため、特段示す予定はない。

問5 本人以外が限度額適用認定申請書の申請に来た場合も聞き取りが必要なのか。

(答) 本人でなくとも、可能な範囲での聞き取りは行っていただきたい。

問6 通知における保険者の調査権限は、国保法第113条に定める規定に拠るものなのか。

(答) お見込みのとおり。

問7 限度額適用認定証の交付申請された場合に聞き取り等を行うとあるが、疑わしい場合でも限度額適用認定証の発行は行うものという理解で良いか。

(答) お見込みのとおり。限度額適用認定証の発行に必要な手続きが整えば発行する必要がある。

問8 具体的な事務手順に列挙される（例）に該当する事案は全て報告しなければならないのか。

(答) (例) はあくまで不適正利用の可能性のある事例を示しているに過ぎないため、(例) を参考に、各保険者の判断により報告していただきたい。

問 9 入国管理局へ通知するにあたり、提出資料や、面接記録等の提出は必須なのか。

(答) 必須ではないが、疎明資料により入国管理局の調査に要する期間も短縮されるほか、根拠が薄い場合には入国管理局としても調査に着手できないため、可能な限り提供いただきたい。

問 10 各区市町村で定める個人情報保護条例に基づき個人情報の適正な取扱いをとあるが、目的外利用にあたると審議会が判断した場合、協力できなくなる場合がある。

(答) できる範囲でのご協力をお願いしたい。聞き取り等により、不適正利用の蓋然性が高いと思われるような案件についての対応は個別に厚生労働省国民健康保険課へご相談いただきたい。

問 11 入国管理局で在留資格を取り消した場合、連絡票以外の正式な通知は来るのか。

(答) 入国管理局から連絡票以外の通知はないが、連絡票の返送と同時期に市町村の住民票所管課へ在留資格を取り消した旨の正式な通知がされる。

問 12 在留資格が取り消されたことにより、国民健康保険の資格を職権で取り消す場合、何日付で取り消すべきか。

(答) 市町村の住民票所管課へ在留資格を取り消した旨の正式な通知がされるため、住民票の消除の日付と合わせて処理していただきたい。

問 13 連絡票の調査結果、調査実施の有無について、「2. 未調査」で回答があった場合、その理由の「a. 既に出国済みのため。」「b. 管轄地域外へ転出済みのため。」という回答をもって、住所を有さないと判断し当該外国人被保険者の資格を職権で削除してもよいか。

(答) 調査票の「a. 既に出国済みのため。」「b. 管轄地域外へ転出済みのため。」という回答だけをもって国民健康保険の資格を消除するのではなく、あくまで住民基本台帳所管課と十分連携をとった上で御対応いただきたい。

問 14 国民健康保険事業の実施報告についての詳細はいつ通知されるのか。

(答) 平成30年6月末に発出予定の事務連絡「平成29年度における国民健康保険事業の実施状況報告について」にて報告方法の詳細を通知する予定。

問 15 偽装滞在が疑われる被保険者への聴取にあたって外国語通訳等が必要となった場合、その費用について財政措置はあるのか。

(答) 財政措置については検討中。